

## 第4章 新庁舎の規模・機能の検討

### 1. 規模算定の前提条件

#### (1) 人口

「四万十市建設計画」によると、平成26年の目標人口として、38,000人と推計されているため、これを前提とする。

#### (2) 職員数

平成17年5月現在における、市役所の職員数255名により規模を算定する。「職員適正化計画」が策定された段階で、将来の職員数の見込みに応じて、規模の見直しを行う。

#### (4) 議員数

四万十市の議員数は、地方自治法に定められた定数の上限である26名とする。

#### (5) 図書館

図書館については、新庁舎と併設とし、市民サービスの向上及び蔵書の増加等への対応から、床面積は、現在の規模(800㎡)の1.5倍の1,200㎡とする。

#### (6) 駐車場

- ・ 公用車の保有台数は、現在46台である。同等規模を確保するために、地下に公用車駐車台数を50台確保する。
- ・ 来庁舎用駐車場は、現在36台しか確保されていないため、来庁者の利便性を向上するために、駐車台数は最低限65台以上とし、可能な限りそれ以上を計画する。

(算定根拠は後述)

- ・ 議員用駐車場は、他市の事例を参考に、来庁者用駐車場と兼用とする。(表1参照)
- ・ 職員駐車場については、現在敷地内3箇所で63台駐車しており(用地面積約770㎡)、引き続き敷地内に確保するよう検討する。

### 2. 概要

(1) 市庁舎の延床面積 約10,885㎡(地下駐車場・付帯施設を含む)

(2) 駐車台数 地下約50台、屋外約80台

(3) 広場 約1,200㎡

(4) 駐輪台数 約200台

### 3. 庁舎規模の算定

#### (1) 起債許可に係る標準面積に基づく算定方法

職員数をもとに、事務室、会議室、倉庫等の面積を算定するとともに、議事堂については、議員定数をもとに面積を算定する。但し、臨時職員については考慮していない。

また、公用車地下駐車場及び付帯施設についても併せて算定する。

#### (ア) 庁舎面積

用途 室名	面積基準(㎡)	職員数	必要面積(㎡)
事務室			
特別職	54.00	3	162.00
課長等	11.25	21	236.25
補佐等	8.10	23	186.30
係長	8.10	37	299.70
職員	4.50	144	648.00
製図者	7.65	22	168.30
小計		250	1,700.55
倉庫	の13%		221.07
会議室、トイレ等	7㎡×職員数		1,750.00
玄関・廊下等	( + + ) × 40%		1,468.65
議事堂	35㎡×職員数	26	910.00
図書館		5	1,200.00
計			7,250.27

#### (イ) 公用車地下駐車場

敷地規模の制約を踏まえ、地下駐車場スペースとして約50台分、2,000㎡(50台×40㎡)を確保する。

#### (ウ) 付帯施設(別棟)

用途	面積基準(㎡)	数量(台)	必要面積(㎡)
公用車車庫	25	18	450

#### (エ) その他の諸室

サーバー室、印刷室、文書室その他起債許可の対象となる庁舎機能に必要な諸室については、(ア)の庁舎面積の範囲内で検討するものとする。

したがって、起債許可に係る標準面積は、上記のとおり9,700㎡と算定する。

#### (2) 標準面積に含まない諸室の検討

起債標準面積(9,700㎡)には含まないが、庁舎機能に必要な諸室として、防災関

係室、福利厚生施設及び市民交流コーナー・情報コーナーを検討する。

- (ア) 防災関係室として、防災関係職員が一堂に会することができる防災対策室、災害対策本部は会議室を併用する。防災通信室 25 m<sup>2</sup>、災害用備蓄倉庫 50 m<sup>2</sup>、これらの交通部分を合わせて 105 m<sup>2</sup>が必要となる。
- (イ) 福利厚生施設について、休憩室、更衣室等 300 m<sup>2</sup>、これらの交通部分を合わせて 380 m<sup>2</sup>が必要となる。
- (ウ) 市民交流コーナー・情報コーナーは市民同士、市民と行政が交流を育み、市民、行政それぞれが持つ情報の受発信が可能となるスペースとして 300 m<sup>2</sup>、これらの交通部分を合わせて 420 m<sup>2</sup>が必要となる。
- (エ) 永久保存等の書庫 200 m<sup>2</sup>、交通部を合わせて 280 m<sup>2</sup>は付帯施設の二階に設置する。

以上のことから、新庁舎の延床面積は、起債許可標準面積及び必要書室の面積を合わせ、下表のとおり 10,885 m<sup>2</sup>となる。

	起債許可標準面積	防災関係室	福利厚生施設	市民交流・情報コーナー	書庫	合計
庁舎延床面積	9,700 m <sup>2</sup>	105 m <sup>2</sup>	380 m <sup>2</sup>	420 m <sup>2</sup>	280 m <sup>2</sup>	10,885 m <sup>2</sup>

#### 4.機能別規模の検討

庁舎の延床面積を 10,885 m<sup>2</sup>として、内、行政、議会部門での床面積の合計は 6,050 m<sup>2</sup>として、機能配置の際、特に配置に留意すべき機能として、以下の機能を想定し、各機能別の面積を算出した。

また、会議室や倉庫、交通部分（廊下階段等）などの共用部については、面積別に各部局に按分した。

- (1) 市民サービス機能〔1,715 m<sup>2</sup>〕
  - ・市民の利用が多い窓口業務を持つ部局  
市民課、税務課、福祉事務所、保健介護課、会計課、市民相談室等
- (2) 一般事務機能〔3,345 m<sup>2</sup>〕
  - ・市民一般を対象とした窓口業務を持たない一般の部局
- (3) 議会機能〔990 m<sup>2</sup>〕
  - ・議会活動のため、主に市議会議員が利用する諸室

議事堂、委員会室、会議室、全員協議会室、正副議長室、応接室、議員控室、議会傍聴口ビーン等

#### 5.駐車場規模の算定

一般駐車場は、来庁者用と議員用が考えられるので、それぞれに分けて検討する必要がある。

まず、来庁者用駐車場について考えると、市役所に用事があって来られる市民や業者の方々は、徒歩、自転車、自家用車で来庁されるが、この自家用車で来庁される方々のために必要な駐車場を確保する必要がある。しかし、駐車場は造れば造るだけ利用されるという状況にあり、数を科学的に設定することは困難である。そこで現状から出発すること、および他市の事例を参考にすることが重要であるとする。

本市の一般駐車場は 36 台しかなく、市民からはもっと整備してほしいという要望が寄せられている。したがって少なくとも現在より多くの駐車場を確保することが必要であるとする。

ところで、他市の駐車場の設置状況、利用状況を把握したものが表 1 である。

まず、表 1 のデータを利用して状況補正を行い駐車場 1 台あたりの人口規模を算定すると以下ようになる。

市名	人口 ÷ ( 駐車場台数 × 状況補正 )	1 台あたり人口
鳩ヶ谷市	58,736 ÷ ( 93 × 0.6 )	1,050 人 / 台
野田市	153,576 ÷ ( 162 × 0.9 )	1,050 人 / 台
掛川市	114,931 ÷ ( 167 × 1.0 )	690 人 / 台
瀬戸市	132,525 ÷ ( 140 × 0.9 )	1,050 人 / 台
尾張旭市	79,572 ÷ ( 100 × 0.7 )	1,140 人 / 台
西尾市	105,801 ÷ ( 144 × 0.9 )	820 人 / 台
一宮市	286,142 ÷ ( 135 × 1.6 )	1,320 人 / 台
犬山市	74,672 ÷ ( 100 × 1.1 )	680 人 / 台
常鍋市	51,954 ÷ ( 105 × 0.5 )	990 人 / 台
江南市	100,695 ÷ ( 128 × 0.9 )	870 人 / 台
豊川市	120,925 ÷ ( 173 × 0.9 )	780 人 / 台
大府市	80,755 ÷ ( 160 × 0.8 )	630 人 / 台
岩倉市	48,448 ÷ ( 66 × 0.8 )	920 人 / 台
井原市	46,650 ÷ ( 168 × 0.4 )	690 人 / 台

この結果から、駐車場 1 台あたりの平均人口は約 900 人となり、これを本市に当てはめると、38,285 人 ÷ 900 人 = 43 台と設定できる。これは、日常的に満車の状態の台数

であるので、43 台以上の確保が必要である。本市の場合、一般駐車場が少ないという市民の方が多くいるので、市民の声を反映するため余裕を 50%として、43 台×1.5 倍 65 台と算定されるが、可能な限りそれ以上を計画する。

次に、議員の駐車場については、表 1 から明らかなように来庁者と区別していないのが一般的であるので、特に専用駐車場を設ける必要はないと考える。

以上の結果から、来庁者および議員用駐車場用地面積は、1 台 30 m<sup>2</sup>として最低 1,950 m<sup>2</sup>が必要となる。

表 1 他市の一般駐車場の状況

市名	人口(人)	駐車場台数	備考(コメント)
鳩ヶ谷市	58,736	93	実際、6 割程度しか利用されておらず満車になることはほとんどない。議員の駐車場は特に設けていない。
野田市	153,576	162	9 割程度の利用。
掛川市	114,931	167	9～10 割の利用状況。議員の駐車場は特に設けていない。
瀬戸市	132,525	140	日常的には 9 割程度の利用であるが、休み明けなどは満車になる。議員の駐車場も兼用している。
尾張旭市	79,572	100	健康センターの駐車場と兼用している。来庁者だけで 7 割程度の利用である。議員専用駐車場は別に 6 台あるが、それ以外はこの駐車場を利用している。
西尾市	105,801	144	ほぼ 9 割は利用されている。周囲の県関係施設の利用者等が停めている車は 20～30 台はある。議員の駐車場もこの中に含まれている。
一宮市	286,142	135	かなり混雑している。議員駐車場は特別に確保していない。
犬山市	74,672	100	日常的にはかなり混雑している。駅利用者がかかり駐車している。
常滑市	51,954	105	日常的に 5 割程度の利用状況である。近くに競艇場があり、開催日には満車になる。議員の駐車場は特に設けていない。
江南市	100,695	128	9 割程度の利用状況である。議員の駐車場は特に設けていない。
豊川市	120,925	173	近くにスポーツ施設がありその利用者も使用している。日常的に 5 割程度の利用状況である。議員の駐車場は特に設けていない。
大阪市	80,755	160	8 割程度の利用状況である。駅利用者も 30 台ほどは違法駐車されている。
岩倉市	48,448	66	日常的には 8 割程度の利用状況である。議員の駐車場は特に設けていない。
井原市	46,650	168	周囲に美術館、市民会館があり駐車台数は多く設置しているが日常的には 4 割程度の利用状況である。日常的に 5 割程度の利用状況である。議員の駐車場は特に設けていない。
四万十市	38,285	36	

## 6. 新庁舎建設に伴う図書館整備方針

### (1) 基本方針

#### A. 図書サービスの中核となる図書館

- ・多様化・高度化する市民サービスに応えられるよう適正規模の蔵書能力及び基本的サービススペースを確保する。
- ・分館及び総合学習支援のための市内小中学校とのネットワーク化をはじめ、県内の公立図書館との広域ネットワーク化など将来ニーズに対応できる蔵書構成およびサービススペースを設ける。
- ・巡回文庫等の配本作業が行えるよう十分な作業スペースを確保する。

#### B. 市民が利用しやすい図書館

##### 開放的で親しみのある施設

- ・市役所庁舎とは別に図書館専用出入口を設けるなど市民が気軽に立ち寄れるよう配慮する。
  - ・館内は明るくゆったりとした空間や設備を作り、市民同士のコミュニケーションが気軽にできるようにする。
  - ・閉鎖感・圧迫感を感じさせない広さ天井高とする。
- ##### 利用者が迅速なサービスを受けられる施設
- ・全体の構成・主要な部分が一見してわかる配置にする。
  - ・館内が見通せて、自分のいる所や行きたい所をわかりやすくする。
  - ・適正規模の開架スペースを置き利用者が直接手にとって見られるようにする。
  - ・利用者の動線が重ならない工夫をし、配置する。
  - ・利用者が自由に図書検索・予約ができる自動機器を配置するとともに、そのエリアを確保する。

##### 職員がサービスしやすい施設

- ・職員の動線と利用者の動線が交差しないようにする。
- ・職員が目ができるだけ届くよう、死角部分を少なくする。
- ・死角部分は倉庫などに活用する。
- ・少ない職員で管理運営できるよう工夫する。
- ・図書館運営ボランティアスタッフの専用室を確保する。

#### C. 市民だれもが利用できる図書館

##### 体の不自由な市民や高齢者が利用できる図書館

- ・車椅子の動きや施設の使用を考慮した構造・スペースにする。
- ・床面の段差をなくし、転倒の危険に配慮した床材を使用する。

#### D. 市民の暮らしに役立つ図書館

- ・市民の多様化・高度化した調査研究要求にも適切に対応するための充実したレファレンススペースを機能的に配置する。
- ・高度情報化社会に向けたインターネット端末及びスペースを確保する。
- ・生涯学習活動としてのグループ学習、視聴覚、集会スペース（併用も可）を確保する。

#### E. 将来にわたって利用され続ける図書館

##### 将来の変化・発展にも対応できる施設

- ・床の段差や固定的な柱・壁などをなるべくなくし、融通性、互換性のある構造にする。
- ・環境負荷の低減、省エネルギーに配慮した施設
- ・空調や照明がエリアや室ごとに調整できるようにする。
- ・できるだけ外から自然光を取り入れるようにする。
- ・防災に優れ安全性の高い施設
- ・耐震性、防水性に優れた構造とする。特に書庫スペースは完全防水を施す。
- ・災害時のあらゆる危険を想定し、速やかに避難できる経路の確保や設備の配慮をする。
- ・設備、備品等の設置には地震等による転落の防止や転倒による来館者の障害への危険性に配慮する。

### (2) 資料整備計画

#### A. 開架計画

一般図書	40,000 冊	雑誌	130 誌
児童図書	6,000 冊	新聞	13 紙
絵本	3,000 冊		
紙芝居	500 冊		
視聴覚資料	500 点		
計	50,000 冊		

#### B. 蔵書計画

図書館における開架に加え、閉架(15万冊)の収容能力を備え、計画的に蔵書を行う。

- ・開館時蔵書数 約 100,000 冊
- ・10年後蔵書数 約 150,000 冊

毎年 4,000 冊程度を新規購入する。そのほか雑誌 130 種、新聞 13 種についても継続し購入する。

C. 図書所蔵能力

- ・開架所蔵能力 約 50,000 冊
- ・閉架所蔵能力 約 100,000 冊

(3) 配置計画

A. 開架・閲覧エリア

一般

- ・一般図書コーナー(新刊、分類別)
- ・雑誌・新聞コーナー
- ・閲覧スペース
- ・インターネット検索コーナー
- ・学習室・参考書コーナー
- ・カウンター

児童

- ・児童図書コーナー
- ・絵本・お話の部屋
- ・閲覧スペース

レファレンス

- ・地域資料コーナー
- ・行政資料コーナー
- ・閲覧スペース

視聴覚

- ・視聴覚資料コーナー
- ・視聴コーナー

B. 閉架・所蔵エリア

- ・閉架書庫
- ・団体貸出用書庫
- ・新聞書庫

C. 資料展示室

- ・秋水コーナー
- ・一般展示コーナー
- ・資料収蔵室

D. 生涯学習エリア

- ・研修・会議室
- ・ボランティア室
- ・多目的ホール

E. 管理事務エリア

- ・事務室・更衣室・会議室
- ・図書整理室
- ・湯沸室

F. その他

- ・トイレ・エレベーター・階段その他共有部分

図書館延べ床面積

内訳

所在	現在の部屋名	面積(m <sup>2</sup> )	要否	
1階	駐車場	0.00		
	新聞閲覧室	12.00	要	
		12.00		
2階	書庫1	35.00	要	
	郷土資料室	24.00	要	
	事務室	42.00	要	
	一般読書室	151.00	要	
	母子・幼児読書室	28.00	要	
	小・中学校読書室	75.00	要	
		355.00		
3階	書庫2、3	70.00	要	
	視聴覚資料室	53.00		
	書庫4	12.00		
	郷土展示ホール	132.00	要	
	郷土資料室	83.85	要	
	書庫5	21.00		
		336.85		
4階	小集会室	17.87		
	休憩室	17.88		
	書庫6	5.00		
	集会室	36.05		
	視聴覚資料室	25.00		
	資料準備室	25.30		
	研究室	21.38		
	視聴覚室	177.00		
	325.48			
小計		1064.33		
	共用部分 通路・オープンス ース等	396.75		
		1461.08		

## 7. 敷地利用の方針

### (1) 前提条件

仮用地や仮設庁舎の費用を削減するために、現在の市庁舎、図書館の機能を維持しながら新庁舎を建設する。このため、新庁舎は、敷地南西側の現別館を解体した部分、および南側新規取得用地を合わせた位置に建設する。配置計画は、既存庁舎を残した状況にて、残りの敷地内での計画になるので、必然的に位置が限定された。

### (2) 配置計画

#### 本庁舎

上記の前提条件により、本庁舎は敷地南西側とする。

#### 附属施設

公用車・消防車車庫および書庫が入る附属施設は、現庁舎解体後に、敷地北側に配置する。

#### 広場

庁舎建物と商店街をつなぐ敷地北西側に広場を設け、イベントなどに活用できるようにする。広場は、来庁者が多い時期には、臨時駐車場として利用できるようにする。

#### 駐車場

来庁者の駐車場は、地上部に設け、平面駐車場として、65台以上で、できるだけ台数を確保する。

プラン上、公用車車庫は地下に設け、規模を2,000㎡、50台以上とする。

### (3) 動線計画

#### 一般車両

来庁舎の一般車両は、これまで通り、南側の県道中村下ノ加江線からのスロープによる進入とする。サブ動線として、市道天神下西線へのスロープも整備する。

#### 公用車

公用車は、地下駐車場とするため、天神下西線から出入りする。

#### 歩行者

県道中村下ノ加江線からの歩行者は、地下1階から直接、または階段・スロープを通り、1階正面玄関から出入りする。

北側商店街からの歩行者は、スロープを通り、1階正面玄関から入る。

上記の主要2動線は、バリアフリーに配慮する。

この他、これまで通り、西側や東側からのアプローチにも配慮する。

#### 自転車

市道天神下西線沿いと1階駐車場部分に、駐輪場を設ける。

### (4) 前面道路および進入路

#### 現況

四万十市役所を利用する一般車両は、県道中村下ノ加江線からの進入となっている。県道中村下ノ加江線は、四万十市の市街地を通過する重要な路線で、一日の交通量が $T_{24}=21,516$ 台/日(平成11年交通センサス)と非常に多いにもかかわらず、片側1車線しかなく、朝夕の通勤時間帯はもとより、ほとんどの時間帯で交通混雑が発生している。また、進入路付近は図1-1の断面図に示すとおり、右折車線が確保できていないため、写真1-1のように市役所利用車両(右折車)が後続の通過交通車両へたびたび影響している。

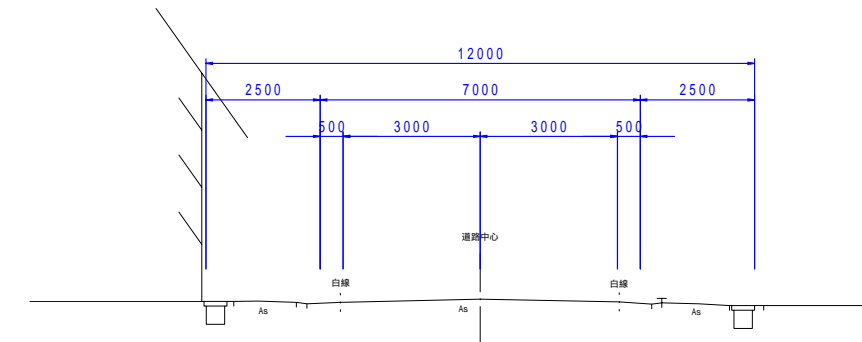


図 1-1 現況断面図

写真 1-1 県道中村下ノ加江線より市役所進入路方向を望む



四万十市役所への進入路については、幅員 W=4.25m の 2 車線 + 片側歩道となっている。

図 1-2 に進入路断面図を示す。

また、進入路の縦断勾配については i=12%程度の急勾配となっている。(写真 1-2)

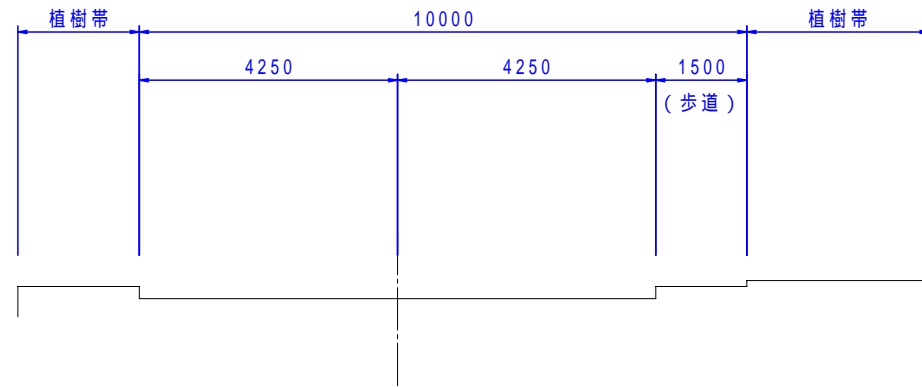
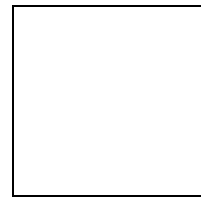


図 1-2 進入路断面図

写真 1-2 県道中村下ノ加江線より進入路を望む



### 計画概要

四万十市新庁舎の配置計画を考慮し、県道中村下ノ加江線からの進入路を計画するものであるが、併せて県道中村下ノ加江線に右折車線相当幅員を確保する計画を行ったものである。

### 計画条件

#### A. 進入路

庁舎への進入路であることから、道路法上の道路とはならないと推測されるが、計画上道路の規格を決定することとする。

#### A - 1 道路構造規格

第 4 種第 3 級 (相当) とする。

#### 1) 道路の区分

表 3-1 により第 4 種とする。

表 3-1

道路の存する地域	道路の存する地域	
	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別		
高速自動車国道及び自動車専用道路	第 1 種	第 2 種
その他の道路	第 3 種	第 4 種

「道路構造令 P.3」

表 3-2 により 3 級とする。

表 3-2 4 種の道路区分

計画交通量 (単位 1 日につき台)	計画交通量			
	10,000 以上	4,000 以上 10,000 未満	500 以上 4,000 未満	500 未満
道路の種類				
一般国道	第 1 級		第 2 級	
都道府県道	第 1 級	第 2 級	第 3 級	
市町村道	第 1 級	第 2 級	第 3 級	第 4 級

「道路構造令 P.5」

2) 交通量

利用交通量については、本業務により駐車場の利用調査を2回にわたり(8:30～17:00)行っている。(表3-3及び表3-4)

その結果、一般車両と公用車両を合計すると2回とも1,000台を越える車両が駐車場を利用している。

平成17年11月29日(火)調査：1,337台(一般車両+公用車両)

平成17年12月14日(水)調査：1,049台(一般車両+公用車両)

表3-3 現庁舎駐車場利用車両調査(第1回)

調査方向 駐車場へ入る車両		調査日 2005/11/29 火曜日							
調査時間帯	一般車両		公用車両		動力付き二輪車		自転車		
	累計	時間帯別	累計	時間帯別	累計	時間帯別	累計	時間帯別	
8:30～9:00	19	19	3	3	2	2	1	1	
9:00～10:00	106	87	20	17	6	4	15	14	
10:00～11:00	180	74	29	9	9	3	28	13	
11:00～12:00	281	101	41	12	12	3	39	11	
12:00～13:00	328	47	47	6	18	6	62	23	
13:00～14:00	422	94	57	10	27	9	79	17	
14:00～15:00	499	77	66	9	35	8	89	10	
15:00～16:00	557	58	83	17	39	4	94	5	
16:00～17:00	606	49	98	15	42	3	103	9	

調査方向 駐車場から出る車両		調査日 2005/11/29 火曜日							
調査時間帯	一般車両		公用車両		動力付き二輪車		自転車		
	累計	時間帯別	累計	時間帯別	累計	時間帯別	累計	時間帯別	
8:30～9:00	13	13	15	15	4	4	1	1	
9:00～10:00	77	64	26	11	6	2	14	13	
10:00～11:00	139	62	36	10	7	1	27	13	
11:00～12:00	223	84	52	16	13	6	43	16	
12:00～13:00	274	51	65	13	18	5	55	12	
13:00～14:00	359	85	77	12	25	7	68	13	
14:00～15:00	429	70	83	6	28	3	72	4	
15:00～16:00	488	59	90	7	35	7	81	9	
16:00～17:00	540	52	93	3	36	1	89	8	

表3-4 現庁舎駐車場利用車両調査(第2回)

調査方向 駐車場へ入る車両		調査日 2005/12/14 水曜日							
調査時間帯	一般車両		公用車両		動力付き二輪車		自転車		
	累計	時間帯別	累計	時間帯別	累計	時間帯別	累計	時間帯別	
8:30～9:00	4	4	2	2	0	0	1	1	
9:00～10:00	73	69	12	10	1	1	10	9	
10:00～11:00	131	58	23	11	4	3	16	6	
11:00～12:00	182	51	33	10	4	0	20	4	
12:00～13:00	228	46	36	3	6	2	32	12	
13:00～14:00	286	58	43	7	7	1	45	13	
14:00～15:00	358	72	53	10	10	3	52	7	
15:00～16:00	393	35	59	6	14	4	54	2	
16:00～17:00	460	67	79	20	19	5	56	2	

調査方向 駐車場から出る車両		調査日 2005/12/14 水曜日							
調査時間帯	一般車両		公用車両		動力付き二輪車		自転車		
	累計	時間帯別	累計	時間帯別	累計	時間帯別	累計	時間帯別	
8:30～9:00	9	9	6	6	2	2	3	3	
9:00～10:00	55	46	19	13	4	2	7	4	
10:00～11:00	101	46	29	10	6	2	16	9	
11:00～12:00	158	57	33	4	6	0	20	4	
12:00～13:00	197	39	34	1	9	3	27	7	
13:00～14:00	250	53	42	8	10	1	34	7	
14:00～15:00	313	63	50	8	14	4	41	7	
15:00～16:00	367	54	56	6	18	4	45	4	
16:00～17:00	439	72	71	15	20	2	50	5	



A - 2 . 設計速度

V=20 km/h 程度とする。

区 分		標 準 (km/h)	特 例 (km/h)
第 4 種	第 3 級	50,40 又は 30	20

「道路構造令 P.144 より抜粋」

A - 3 . 幅員構成

打合せ協議により図 3-1 に示す幅員構成を基本とした。

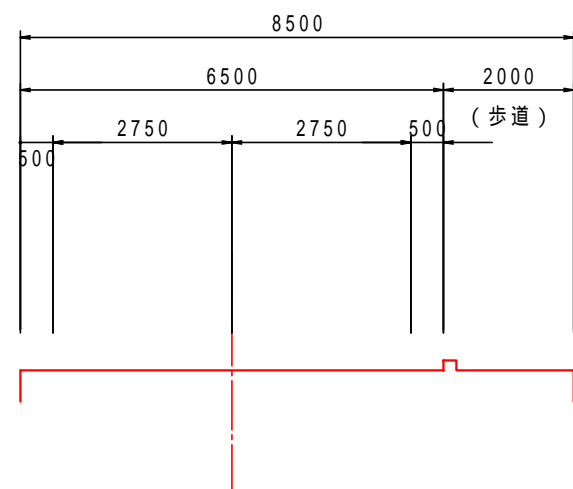


図 3-1 標準断面

1) 車線幅員

第 4 種第 3 級の小型道路幅員を適用し 1 車線あたり W=2.75m とする。

「道路構造令 P179」

2) 路肩幅員

第 4 種道路の路肩幅員を適用し W=0.5m とする。

「道路構造令 P203」

3) 歩道幅員

歩道幅員については最小幅である W=2.0m とし, 路上施設を設ける幅員は確保しないものとした。

「道路構造令 P227」

B . 県道中村下ノ加江線

県道中村下ノ加江線の計画条件については, 管理者である高知県中村土木事務所と協議 (平成 18 年 01 月 06 日: 記録簿参照) を行い決定している。

B - 1 . 道路構造規格

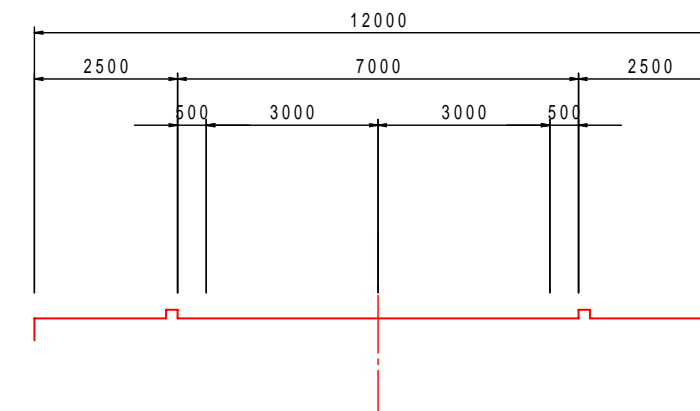
第 4 種

B - 2 . 設計速度

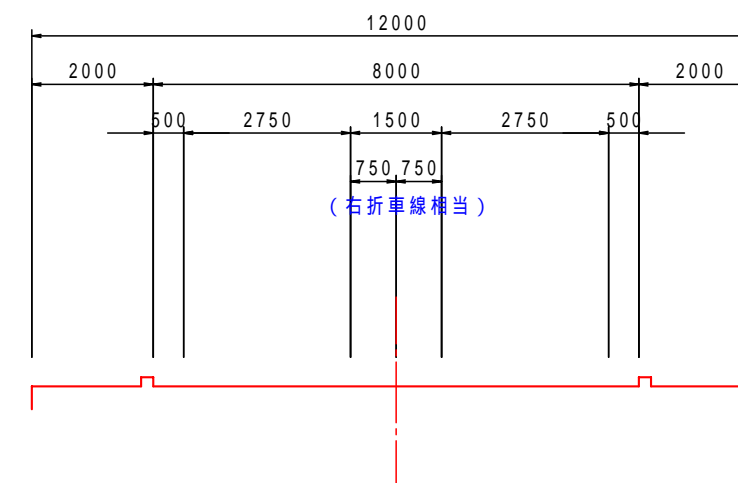
V=30 km

B - 3 . 幅員構成

1) 一般部



2) 交差点部



## (5) 景観計画

### 景観計画の方針

周辺との街並みの調和に配慮して、景観ポイントからの見え方に配慮するとともに、小京都にふさわしい建物デザインとする。

### 景観ポイント

小京都らしい街並み形成の見本となる庁舎とするためには、庁舎と周辺の街並みとの関係や庁舎の見え方に配慮する必要がある。そこで庁舎がよく見える「景観ポイント」を抽出し、景観ポイントからの街並みと庁舎の見え方を検証する必要がある。以下に景観ポイントを挙げる。

#### ・大橋通からの景観

市街地のメインストリートである大橋通からの景観に配慮し、小京都の街の顔となる建物デザインや外構計画とする。

#### ・栄町側からの景観

中心市街地活性化事業として、景観整備が行われている栄町商店街が、計画地西側に隣接しているため、栄町の景観整備と調和した建物デザインや外構計画とする。

#### ・一條神社からの景観

小京都のゆかりとして中心を成している一條神社境内は、小高い丘の上に位置しており、庁舎敷地を望むことができるため、一條神社からの景観に配慮した建物配置やデザインとする。

#### ・本町筋からの景観

庁舎建物は、碁盤目状の通りのひとつである本町筋の正面に位置するため、本町筋の景観に配慮した高さの検証が必要である。

#### ・眺望地点からの景観

中村の街並みを見下ろす高台からの眺望は、街全体の印象を左右する。このため、眺望地点からの景観に配慮した、屋根形状や建物高さの検証が必要である。

### 建物デザイン

屋根や外壁は、土佐の小京都にふさわしい、歴史性を感じさせる、落ち着いたデザインとする。

## 8. 機能配置の方針

### (1) 階数

階数を決定する要素として、規模(面積)から想定すると、5階建て以上になる。また、シンボル性と周辺環境との調和や、小京都らしい景観を考えると7階~8階程度が限度と考えられる。そこで、5階案と7階案で3案を作成することとした。

### (2) 市民サービス部門

1階部分に、来庁者の多い、市民課、税務課、福祉事務所、保健介護課、会計課を、最低条件として配置する。

### (3) 図書館

現在、同敷地内にある図書館の機能を本庁舎内に設置し、できれば低層階とする。

### (4) 市長室・助役室

市長、助役室のフロアに総務課を設置する。

### (5) 技術系3課と農業委員会

技術系3課(建設課、都市整備課、農林水産課)を1フロアにまとめる。又、農林課の近くに農業委員会事務局を配置する。

### (6) サーバールーム

企画広報課の側にサーバールームをとる、サーバールームの面積については、先進地の面積が100㎡程度であったが、2、3年後にはさらなる面積が必要となり、改修をすでに行うという事例もあり、もう少し広くしたほうが良いとの意見により150㎡程度とする。

### (7) 会議室

会議室が現状ではかなり不足しており、できるだけ確保する。計10室程度は必要である。

### (8) 防災室

21世紀半ばには絶対来ると予想されている南海大震災対策として、防災拠点となる防災室を設置する。防災室は、通常は会議室等として使用する。

### (9) 議会フロア

議会用フロアとしては、天井高さが必要なこと等を考慮して最上階に配置することが望ましい。議会議員定数は26人で考える。